

秘密情報を含む電子メールの取扱いについて（案）

平成 21 年 4 月 9 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
情報科学技術委員会
次世代スーパーコンピュータプロジェクト
中間評価作業部会 決定

次世代スーパーコンピュータプロジェクト中間評価作業部会（以下「作業部会」という。）においては、次世代スーパーコンピュータプロジェクトにおける中間評価（以下「本目的」という。）を行うに際し、国家公務員法第百条に規定される秘密を守る義務を果たすため、秘密情報を含む電子メールの取扱いの方法を以下のとおり決定する。

- 1．本目的のために秘密情報を含んだ文章もしくは添付ファイルを電子メールにより送信する場合、当該電子メールの題名もしくは本文に、複製禁止、転送禁止の旨を明記する。
- 2．本目的のために秘密情報を含んだ文章もしくは添付ファイルを電子メールにより送信する場合、当該文章及び添付ファイルは印刷不可設定とし、パスワードを設定する。
- 3．作業部会事務局が本目的のために秘密情報を含んだ文章もしくは添付ファイルを電子メールにより送信する際には、情報課計算科学技術推進室長の許可を得ることとし、情報課計算科学技術推進室においては、当該情報を「機密性 2・3 情報移送・提供管理簿」（注）により管理する。

（注）「機密性 2・3 情報移送・提供管理簿」

文部科学省情報セキュリティポリシー（文部科学省情報セキュリティ対策委員会決定）において、要保護情報を文部科学省庁舎外に持ち出す場合（電子メールの送信を含む）に記録する管理簿（別紙）。

